

あんくるバス時刻表広告掲載募集要項

募集内容

安城市が実施する広告事業の一つとして、安城市が発行する「あんくるバス時刻表」に掲載する広告を次のとおり募集します。本要項は安城市広告掲載等実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとします。

- 1 広告主及び広告代理店（以下「広告主等」という。）の要件
要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない者とします。

2 広告媒体

あんくるバス時刻表（2026年4月版（発行予定））

令和8年4月から令和8年9月末までに、時刻表を合計10,000部以上を市役所、公民館、観光案内所、転入者等に配布予定。安城市ホームページにも同様の時刻表を掲載。

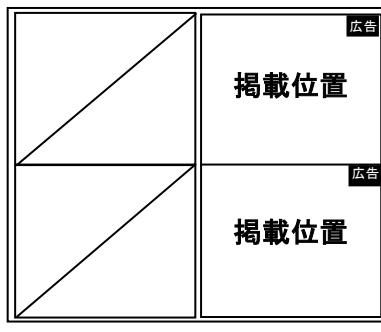
※令和6年度あんくるバス利用者数 583,478人

3 広告の掲載位置

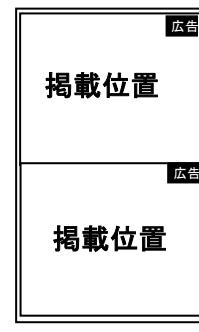
裏表紙部等（イメージ図）



表紙



広告枠見開きページ



裏表紙

4 広告の枠数

4枠（複数枠の申込みも可とします）

5 応募方法

（1）提出書類

ア あんくるバス広告掲載申込書（様式第1）

イ あんくるバス時刻表掲載広告希望枠申出書（様式第3）

ウ 会社概要（パンフレットなど）

エ 掲載原稿（広告原稿の印刷物と電子データ）

※提出された書類は目的以外には無断で使用しません。また、提出書類は返却しません。

オ 租税公課等納付状況調査同意書（様式第4）

※租税公課等納付状況調査同意書（様式第4）は、広告主自らが申込む場合は不要。広告代理店が申込みをする場合のみ、広告主に、市による市税等の納付状況調査への同意を得た上で、併せて提出すること。

（2）提出方法

持参、郵送またはEメール

（3）提出期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）まで

※持参の場合は市役所開庁時間内の午後5時15分までとします。

※郵送の場合は令和8年2月13日（金）必着とします。

※Eメールの場合は必ず到着確認を行うこととし、令和8年2月13日（金）の午後5時15分までに受信したものと有効とします。

（4）提出先

446-8501安城市桜町18番23号

安城市役所都市整備部都市計画課総合交通係

E-mail : toshikei@city.anjo.lg.jp

6 広告の仕様

（1）規格

ア 1枠は縦74mm×横105mmを基本とします。

※複数枠を申込みして、広告を掲載することも可能。

イ 色はフルカラーとします。

ウ 広告の右上に広告と入れてください。

エ 広告を告知するロゴの文字は、ゴシック体（MSゴシック体など）で10ポイントとし、ベタ白抜きとします。

オ 広告掲載欄の下に「※〇〇はあんくるバスの運行を応援しています」という文言が入ります。〇〇は広告主等の名称になります。

（2）データの提出

広告掲載データは、PDFファイルのデータで提出すること。

(3) その他

原稿提出後のデータ訂正は本市では行いません。データを訂正する場合は、申込者において訂正後、再提出してください。

7 広告掲載料

1 枠あたり 20,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以上とします。

8 広告主等及び広告等の審査

広告掲載の可否については、要綱及び本要項等に基づき、安城市が審査します。審査に際し、予定している広告の掲載内容について調査することがあります。

9 広告掲載枠及び広告掲載枠の決定

広告掲載枠は、1 枠あたりの金額が高い業者から順に希望する枠を指定できるものとします。

応募金額が同額の場合は、安城市が抽選で順位を決定します。ただし、2 つの広告掲載枠を連続して応募された場合は、1 枠あたりの金額が同額であっても優先的に希望する枠を指定できるものとします。

※募集枠より多い応募があった場合は、1 枠あたりの金額が高い業者から順に希望する枠を指定できるため、不掲載になる場合があります。

10 広告掲載の決定通知

広告掲載の可否は、安城市が広告主等にあんくるバス時刻表広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第 2）により掲載位置とともに通知します。

11 広告掲載料の納付方法

広告主等は広告掲載料の全額を安城市が別途指定する日までに安市の発行する納入通知書により支払うものとします。

12 広告掲載の取り下げ

広告主等の都合により、あんくるバス時刻表広告掲載決定通知書を受理後に、広告を取り下げようとするときは、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに安城市へ申出書を提出してください。期限までに申出書を提出されない場合は、取り下げはできないものとします。

※広告掲載後に掲載の取り下げ、変更等をする場合は、広告主に時刻表の印刷費等を負担していただく場合があります。

1.3 業務の再委託及び債権の譲渡等の禁止

広告代理店は、安城市の承諾を得た場合を除き、業務の全部若しくは一部の履行（個人情報の処理を含む）を第三者に委託し、又はこの業務により生ずる債権を譲渡してはならないものとします。また、安城市的承諾を得て業務の一部（個人情報の処理を含む）を第三者に委託した場合でも、安城市に対し再委託先の行為について全責任を負うものとします。

1.4 発行部数の変更

市の予算に伴い、時刻表の発行部数が変更になる場合がございます。その場合は、安城市と広告主等の間で、別途協議するものとします。